

	鳥取県公報	令和 7 年11月14日（金） 号外第 1 0 0 号
		毎週火・金曜日発行
目次 ◇ 規 則 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (41)（長寿社会課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3		

公布された規則のあらまし

◇鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 介護医療院の従業者、設備及び運営に関する基準を定める別表中引用する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の条項を改める。
- (2) 施行期日は、令和7年11月20日とする。

規 則

鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第41号

鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第3（第5条関係）		別表第3（第5条関係）	
区分	基準	区分	基準
略		略	
サービスの提供	1～6 略 7 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（5） 略 （6） 知事が別に定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号） <u>第2条第18項</u> に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。 8～46 略	サービスの提供	1～6 略 7 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（5） 略 （6） 知事が別に定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号） <u>第2条第17項</u> に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。 8～46 略
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、令和7年11月20日から施行する。